注１　［略］

［２・３　同左］

４　申請に併せて許可事項証明書の交付の請求を行わない場合は、当該部分を削除すること。また、当該部分は、電子申請等による場合にあつては、適用しない。

５　許可事項証明書その他の処分に係る書類の送付を希望するときは、申請者の住所の郵便番号、住所及び氏名を記載し、送付に要する郵便切手等を貼付した返信用封筒を申請書に添付すること。この場合において、封筒は当該書類を封入し得るものとする。

第２　添付書類（設備規則第60条第２号の規定の適用を受ける電力線搬送通信設備の場合を除く。）（第26条第２項及び第29条第１項関係）

［略］

注１　［略］

［２　略］

３　各欄の記載は、次のとおりとすること。

区別		記載する欄	備考
１　電力線搬送通信設備、誘導式通信設備又は誘導式読み書き通信設備（以下この様式において「通信設備」という。）	［⑴　略］	［略］	［（注１）～（注６）略］
	⑵　変更の許可の申請等（法第100条第５項において準用する法第17条の許可又は届出をいう。以下この表において同じ。）の場合	［略］	
２　医療用設備、工業用加熱設備又は各種設備	［⑴　略］	［略］	
	⑵　変更の許可の申請等の場合	［略］	

［４～31　略］

32　変更の許可の申請等の場合は、注１から注30まで（注16を除く。）によるほか、次によること。

［⑴　略］

⑵　５の欄から11の欄まで（８の欄及び９の欄は、当該欄の事項に係る変更の場合を除く。）は、許可記録の記録事項により記載すること。

［⑶　略］

注１　［同左］

［２・３　同左］

［新設］

４　許可状その他の処分に係る書類の送付を希望するときは、申請者の住所の郵便番号、住所及び氏名を記載し、送付に要する郵便切手等を貼付した返信用封筒を申請書に添付すること。この場合において、封筒は当該書類を封入し得るものとする。

第２　［同左］

［同左］

注１　［同左］

［２　同左］

３　［同左］

区別		記載する欄	備考
１　［同左］	［⑴　同左］	［同左］	［（注１）～（注６）同左］
	⑵　変更の許可の申請又は届出（法第100条第５項において準用する法第17条の許可又は届出をいう。以下この表において同じ。）の場合	［同左］	
２　［同左］	［⑴　同左］	［同左］	
	⑵　変更の許可の申請又は届出の場合	［同左］	

［４～31　同左］

32　変更の許可の申請又は届出の場合は、注１から注30まで（注16を除く。）によるほか、次によること。

［⑴　同左］

⑵　５の欄から11の欄まで（８の欄及び９の欄は、当該欄の事項に係る変更の場合を除く。）は、許可状の記載事項により記載すること。

［⑶　同左］